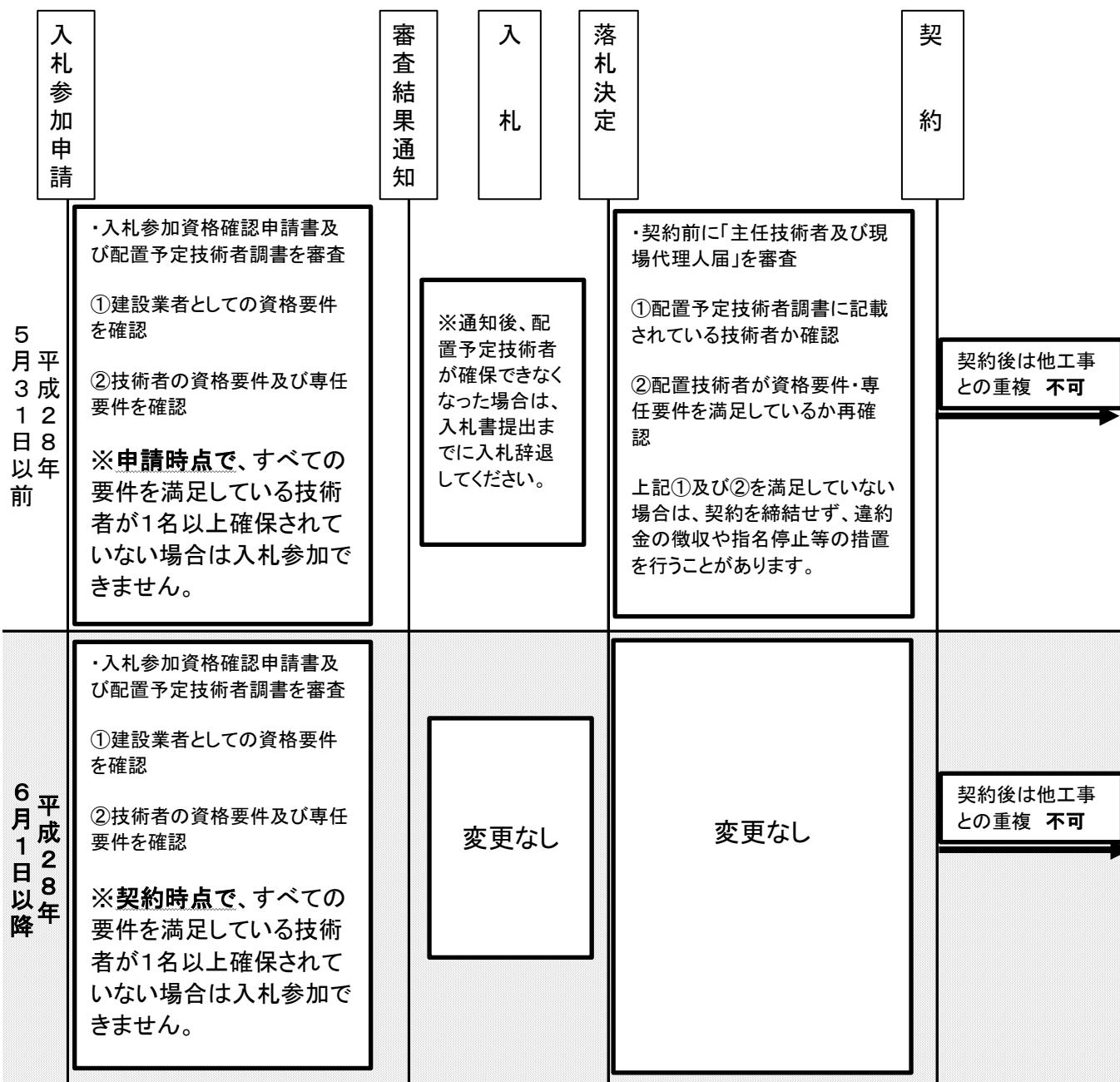


技術者の専任をする工事における入札への参加制限の緩和について

【平成28年6月1日以降】

福知山市発注工事では、これまで、技術者の専任が必要となる3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上の工事は、入札参加資格確認申請時点で、すべての要件を満足している技術者が1名以上確保されていない場合は、入札に参加できないこととしておりましたが、最近の技術者不足を踏まえ、契約時点で、すべての要件を満足している技術者が1名以上確保されれば入札に参加できるように変更します。入札の参加制限を緩和することにより、入札参加を促し公正な競争性の確保を図ります。

*詳細には、「建設工事における技術者等の配置について」の[第2 一般競争入札における配置予定技術者]をご確認ください。



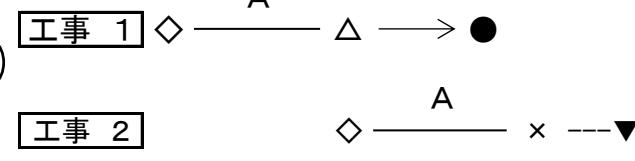
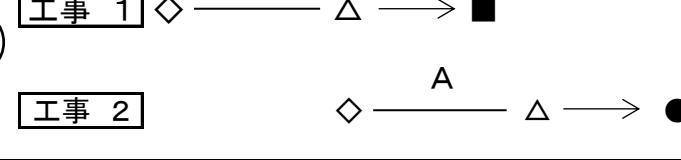
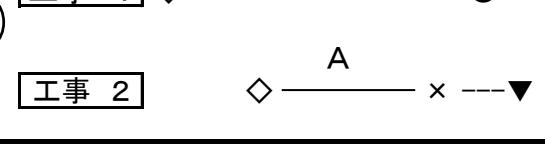
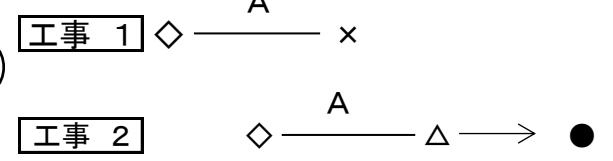
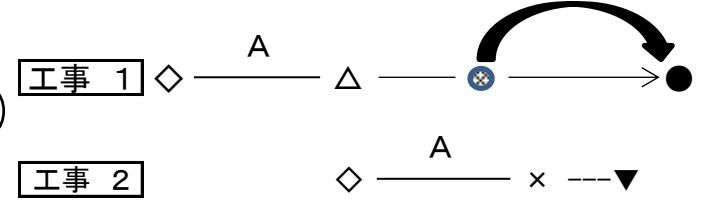
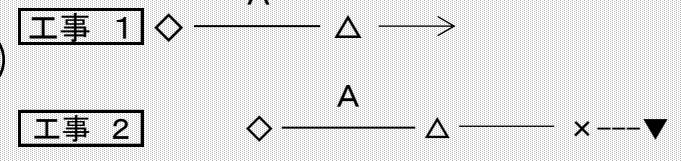
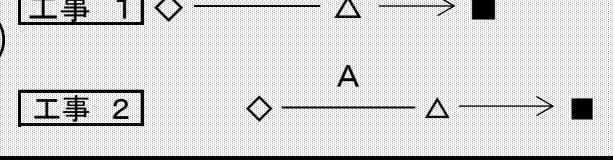
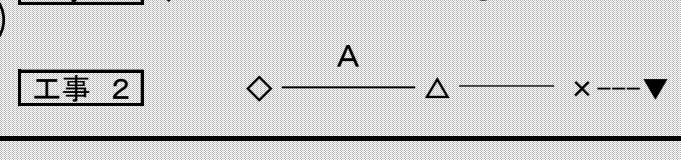
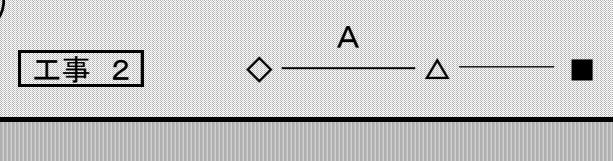
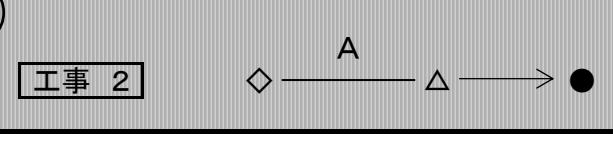
【重複申請する際の留意点】

- ・入札書提出まではどの時点でも入札を辞退できますが、入札書提出後は、従来どおり、入札を辞退することはできません。入札書提出から落札決定までの期間が重複する複数の工事に重複申請する場合、入札書を提出する工事以外の工事については、必ず入札書提出前に電子入札システムにより、入札を辞退して下さい。
- ・誤って複数の工事を同一1名の配置予定技術者で落札した場合、建設業法の規定により、契約を締結できません。また、配置技術者の変更は一切認められません。
- ・落札決定後、契約前に「主任技術者及び現場代理人届」を提出いただき、配置技術者の資格等を確認します。この時点で、配置技術者の他工事との重複や資格がないことが判明した場合、契約を締結せず、違約金の徴収や指名停止等の措置を行うことがありますので、十分ご留意下さい。

同一1名の配置予定技術者の入札条件について

入札書提出期限(入札書(紙)を提出する場合は、入札書提出まで)から落札決定までの間が重なる複数の工事において、配置予定技術者調書に同一1名の技術者を記載して重複申請することはできるが、重複して入札書を提出することはできない。また、入札書提出後に辞退することもできない。

凡例	◇:入札参加資格確認申請 △:入札書提出 ▼:入札書提出期限 ×:入札辞退	●:落札 ■:落札せず A:技術者A
----	--	--------------------------

パターン(例)	備考
 ①	工事1を落札した場合 →工事2は入札書提出期限までに入札辞退する
 ②	工事1を落札しなかった場合 →工事2の入札書を提出する
 ③	工事1の入札書を提出した場合 →工事2は入札書提出期限までに入札辞退する
 ④	工事2の入札書を提出する場合 →工事1は入札書提出期限までに入札辞退する
 ⑤	工事1の落札決定が延び、工事2の入札書提出期限を越えた場合 →工事2は入札書提出期限までに入札辞退する
 ⑥	工事1と工事2両方に入札書を提出し、落札決定前に工事2の辞退を申し出た場合 →指名停止等のペナルティの対象となる
 ⑦	工事1と工事2両方に入札書を提出し、両方落札しなかった場合 →指名停止等のペナルティの対象となる
 ⑧	工事1と工事2両方に入札書を提出し、工事1を落札後、工事2の落札決定前に辞退を申し出た場合 →指名停止等のペナルティの対象となる
 ⑨	工事1と工事2両方に入札書を提出し、工事1を落札後、工事2を落札しなかった場合 →指名停止等のペナルティの対象となる
 ⑩	工事1と工事2両方に入札書を提出し、両方を落札した場合 →指名停止等のペナルティの対象となる